

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1271号)

平成26年7月10日

横情審答申第1271号

平成26年7月10日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月20日磯戸第516号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「亡き母名義の印鑑登録証明書交付申請書（特定期間分）同期間の印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録申請書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「亡き母名義の印鑑登録証明書交付申請書（特定期間分）同期間の印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録申請書」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「亡き母名義の印鑑登録証明書交付申請書（特定期間分）同期間の印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録申請書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年9月2日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例の解釈・運用の手引（以下「手引」という。）では、条例第20条第1項の本人開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、他者の保有個人情報やその他の情報は、本人開示請求の対象とはならないとされている。本件個人情報は、死者の個人情報であり、手引運用欄においては「死者の個人情報については、原則として本人開示請求の対象とならず、死者の個人情報の本人開示請求を他者が行うことは認められない。」とされている。
- (2) なお、手引運用欄では、死者の個人情報が本人開示請求者自身の情報でもありと考えられるケースを想定し、その場合には、死者の個人情報であっても、それが同時に本人開示請求者本人の個人情報に該当するものとし、本人開示請求として認める場合があるとの例外の記載がある。

横浜市印鑑事務取扱要領（昭和52年10月1日施行）「第22条 閲覧の禁止」の項目では、死亡した者の印鑑に関する書類については、「請求者が、死者である被相

続人から相続した、財産や不法行為による損害賠償請求権等に関する情報」としての印鑑関係書類等と認められない限り、請求者には公開できないと明記されている。これは手引第20条の運用欄に「ア(ア)本人開示請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報」及び「ア(イ)本人開示請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報」が例外として記されていることに沿ったものである。

- (3) また、手引運用欄には、同じく例外として「イ社会通念上、本人開示請求者の個人情報とみなし得るほど、本人開示請求者と密接な関係がある情報」が記されている。
- (4) そして、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第935号では、「社会通念上、本人開示請求者の個人情報とみなし得るほど、本人開示請求者と密接な関係がある情報については、本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があつて始めて認められるもの」としている。
- (5) 申立人は、申立人の亡母（以下「本件対象者」という。）から印鑑の管理使用等を委任され、実印（横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号。以下「印鑑条例」という。）で定める登録されている印鑑のこと。以下同じ。）及び印鑑登録証（以下「実印等」という。）を預かっていたという事情を主張しているが、本件請求に当たり、本件個人情報が申立人が相続した財産に関する情報であることや、不法行為による損害賠償請求権等に関する情報であることを証明する書類等の提出はなかった。
- (6) 以上により、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないという原則に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件対象者は、高齢であり、物忘れが起きる状況だったので、将来、実印等が自分の意思に反して使用され、悪用されることを心配していた。

本件対象者は、実印等を自分の手元に置いておくと、実印を押印させられる、印鑑証明書を取らされる、実印等を取られ使われる等を非常に心配し、実印等は、非

常に大切なものであり、安全なところに保管する必要があると考え、申立人に、実印等を預けた。

「実印等の管理使用等を委任するので、実印等を保管・管理し、将来、実印等が必要になる場合は、連絡するのでその時は持参し、代理して処理してほしい。連絡することなく、実印等が使用される等、何か起きた場合は、自分の意思ではないので、それに対応してほしい。」との依頼を受け、実印等を預かった。

成年後見人を選定する手続もしようとしていたが、その前に母が亡くなってしまった。

本件対象者の意思に基づく請求であり、本件対象者本人の依頼を実行するものであるので、非開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考えられる。

- (3) 本件対象者の意思に反して印鑑登録等に対して、何かが行われているとすれば、本件対象者本人に対して被害を及ぼしていることになり、それに対応する必要がある。

条例第1条に「個人の権利利益を保護し」とあり、「実印等が使用される等、何か起きた場合は、自分の意思ではないので、それに対応してほしい。」との依頼は、個人の権利利益を保護するものである。

本件請求は、条例第22条の「個人情報を開示しない」に該当しない。

条例第22条第3号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示することができる情報であり、本件個人情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に本件対象者から委任された本件対象者本人の意思に基づくものであり、開示されるべきものである。

- (4) 手引第20条の運用欄において、「死者の個人情報については、・・・」とある。申立人は、実印等を保管し、実印等の管理・使用、印鑑登録に関する全てのことについて、本件対象者から委任を受け、個人情報の内容を承知し、本件対象者本人と同様の状態にあるので、死者の個人情報が同時に申立人本人の個人情報に当たるため、本件請求が認められるものである。

5 審査会の判断

- (1) 印鑑登録に係る事務について

実施機関では、印鑑条例を定め、住民の印鑑の登録及び証明に関する事務を行っ

ている。

印鑑条例第2条では、印鑑の登録を受けることができる者として、横浜市の住民基本台帳に記録されている者とし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができないこととしている。また、登録を受けられる印鑑は1人につき1個としている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、特定期間における本件対象者名義の印鑑登録証明書交付申請書、印鑑登録証引替交付申請書及び印鑑登録申請書である。

印鑑登録証明書交付申請書は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときの申請に使用する様式である。印鑑登録証引替交付申請書は、印鑑登録証の引替交付を受けようとするときの申請に使用する様式である。印鑑登録申請書は、印鑑の登録を受けようとするときの申請に使用する様式である。

(3) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、死者である本件対象者の個人情報について本件対象者の子である申立人が開示を求めたものである。死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりでである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本

人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

さらに、先例答申では、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があって始めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることのないように取り扱う必要があるとしている。

イ 以上の観点から本件について検討すると、本件個人情報の内容は本件対象者に係る印鑑の登録及び証明に係る情報であり、本件対象者本人以外が閲覧することを予定しておらず、本件対象者にのみ帰属する個人情報といえる。

申立人から提出された書類及び主張からは、本件個人情報が、前記で述べた①から④までの例示に該当する情報とは認められず、本件個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。

ウ また、申立人は、印鑑登録に関する全てのことについて、本件対象者から委任を受けていること、本件対象者の個人情報の内容を承知していること、成年後見人を選任する手続もしようとしていたことから、請求者自身の個人情報として本人開示請求の対象となると主張している。

しかしながら、申立人から提出された書類及び主張からは、本件個人情報が社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報であると認めることはできない。

エ なお、申立人は、本件請求が本件対象者の意思に基づくものであり、また、本件対象者の意思に反して印鑑登録に関する情報が利用された可能性があることから、本件対象者を保護するために開示することが必要であるとも主張している。

しかしながら、本件対象者は既に死亡しているのであり、本件個人情報に係る本人開示請求権についての判断は上述のとおりであって、申立人の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

オ したがって、本件個人情報は、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について、申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年11月20日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年1月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年1月10日 (第247回第二部会) 平成26年1月16日 (第167回第三部会) 平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・諮問の報告
平成26年4月24日 (第246回第一部会)	・審議
平成26年5月8日 (第247回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成26年5月22日 (第248回第一部会)	・審議
平成26年6月12日 (第249回第一部会)	・審議